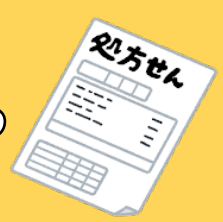


「リフィル処方せん」ってなに？



リフィル処方せんは、保険医療機関等（以下「病院等」といいます。）で処方せんを毎回もらわずに、保険薬局で繰り返し使用できる処方せんのことです。令和4年度（2022年度）に導入されました。

そもそもリフィル処方せんってなに？

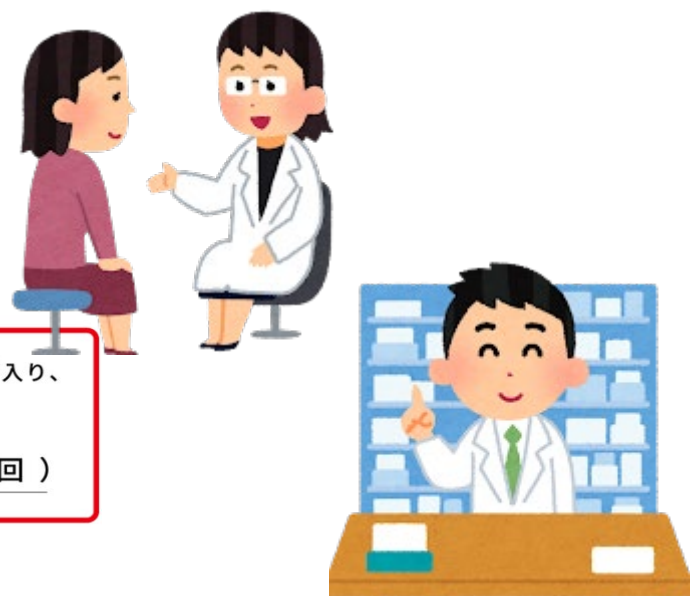
リフィル処方せんの「リフィル (Refill)」は「詰め替え」を意味する英単語であり、病院等で処方せんを毎回もらうことなく、**2回目以降は診察なし**で、一定期間内に同じ処方せんを薬局で最大3回まで繰り返し使用できる仕組みのことです。リフィル処方せんが使用できるか、また、その期間及び回数等は、医師が患者の状況等を踏まえて個別に判断します。

リフィル処方せんとして使用できる場合は、処方せんの「リフィル可」欄のチェックボックス内にが付されるとともに、使用できる回数（2回又は3回）も記入されます。

【イメージ①】リフィル処方せん

| 処方箋 | | | | |
|------------------------|--|---|-------|---------|
| （この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。） | | | | |
| 公費負担番号 | 保険者番号 | | | |
| 公費負担医療の受給者番号 | 被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 (枝番) | | | |
| 氏名 | 保険医療機関の所在地及び名称 | | | |
| 生年月日 | 電話番号 | | | |
| 区分 | 被保険者 | 被扶養者 | | |
| 交付年月日 | 令和 年 月 日 | 都道府県番号 | 診療表番号 | 医療機関コード |
| 変更不可 (医療上必須) | 患者希望 | 個々の処方箋について、医療上の必要への変更が生じたと判断した際、「保険医署名」欄に署名又は記号、発薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に署名又は記号を記入する。 | | |
| 処方 | リフィル可 <input checked="" type="checkbox"/> (3回) | | | |

リフィル処方箋の場合、「可」にレ点が入り、適用回数が記入される。
例：リフィル可 (3回)



【イメージ②】3回使用可能なリフィル処方せんを受け取った場合

初回

- ①病院等で診察を受け、リフィル処方せんを受け取る
- ②交付日を含めて4日以内に保険薬局の窓口でリフィル処方せんを渡し、薬を受け取る
- ③リフィル処方せんに次回（2回目）調剤予定日が記入され、返却される

2回目

- ①調剤予定日の前後7日以内に、保険薬局へ行き、窓口で前回返却されたリフィル処方せんを渡し、薬を受け取る（2回目）
- ②リフィル処方せんに次回（3回目）調剤予定日が記入され、返却される

3回目

- ①調剤予定日の前後7日以内に、保険薬局へ行き、窓口で前回返却されたリフィル処方せんを渡し、薬を受け取る（3回目）
- ②リフィル処方回数の上限に達したため、リフィル処方せんが回収される



どんなときに使用できるの？

次の条件に該当し、**医師が使用可能と判断したとき**に、使用できます。

- ① 症状が安定していること
- ② 薬剤師による服薬管理の下、一定期間内に処方せんの反復使用できる状態にあること

➡ **リフィル処方せんの交付できるか否かは、個々人の病状等によって異なります。まずは、医師にご相談ください。**



使用するとどんな良いことがあるの？

次のようなメリットがあります。

【患者（組合員とその被扶養者）】

保険医療機関等を受診する回数が少なくなるため、

- 受診時の感染リスクを減らすことができる
- 待ち時間等の時間的、精神的負担を軽減できる
- 医療費や通院による交通費等の経済的負担を軽減できる

【病院等】

- 外来窓口の混雑緩和が期待できる
- 医療従事者の負担が軽減できる

➡ **患者と病院等の両者の負担が軽減できます！**



留意事項



次の点にご留意ください。

- ① リフィル処方せんで処方できる薬は限定されており、新薬、湿布薬、向精神薬などの一部の薬は処方できません。
- ② リフィル処方せんで薬を受け取る際は、保険薬局の薬剤師が患者の体調や服薬状況を確認することになっています。リフィル処方せんを受け取っている場合であっても、必要に応じて、病院等への受診を促されたり、投薬の中止を判断されたりすることがあります。
- ③ 2回目以降の薬の受け取りについて、それぞれ別の保険薬局での受け取りも可能ですが、継続的に服薬状況を管理するためにも、できる限り同じ保険薬局で受け取るようにしてください。

まとめ

リフィル処方せんは、保険薬局で繰り返し使用できる処方せんのことです。

使用するには、医師へ相談が必要で、使用できる薬は限定されています。

リフィル処方せんを使用すれば、患者と病院等の両者の負担が軽減できます。

一方で、医師の診察の回数が減るため、薬剤師と密にコミュニケーションを取りましょう！

